

「JR 不採用問題」の早期全面解決を求める意見書

国鉄の分割・民営化が実施され、既に20年を迎えています。この不採用問題が長期化していることは憂慮すべき事態です。

2003年12月、最高裁判所が「国鉄の採用候補者名簿の作成にあたり不当労働行為があったとするならば、国鉄そして国鉄を引き継いだ清算事業団がその責任を免れない」との判断を下しました。また、ILO（国際労働機関）は、2004年6月日本政府に対し、この最高裁判所の判断に留意し「問題解決のため、政治的・人道的精神に基づき、すべての関係者との話し合いを推進するよう勧める」と6度目の勧告を出しています。

さらに、昨年9月15日には、東京地方裁判所が「鉄建公団訴訟」判決の中で、「採用に当たって不当労働行為があった」として、司法の場で初めて不当労働行為を認め、慰謝料（期待権）の請求も認める判決を下しています。

このような状況下で20年の間に、問題解決を見ることなく他界した当事者は30名を超え、家族を含め塗炭の苦しみにあえいでいる実態をかんがみると、人道的見地からも、これ以上の長期化は避けなければなりません。

したがって政府において、ILO条約批准国の一員として、この勧告を真摯に受け止め、解決に向けてすべての関係者と話し合いを早期に開始するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月22日

名 寄 市 議 会